

令和8年度 棚倉町奨学生募集要領

棚倉町は能力があるにもかかわらず経済的な理由により就学が困難な方に奨学金を貸与する奨学生制度を行っています。

奨学生の決定は棚倉町奨学生選考委員会において決定します。

【募集期間：令和7年11月4日（火）～令和7年12月26日（金）】

町では、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な学生を援助するために、奨学資金の貸付けを行っています。

この制度は、高校や大学等の入学に要する費用や進学後の学費を、貸付けにより援助する制度です。

進学を考えている方は、奨学生制度のご利用をご検討ください。

1 出願資格

以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 高等学校等又は大学等に入学予定若しくは在学し、学業成績が優秀で向上心にあふれ健康であること。
- (2) 棚倉町内に引き続き1年以上住所を有している保護者等の子であること。
- (4) 経済的理由により就学が困難と認められること。
- (5) 国又は他の団体から同種の奨学資金の貸付け又は給付を受けていないこと。

2 募集内容及び人数

(1) 貸与奨学生

- ア 高等学校等（高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程））に入学予定または在学する者 1～2名 程度
- イ 大学等（大学院・4年生大学・6年生大学・短期大学・専修学校（専門課程））に入学予定または在学する者 1～2名 程度

3 奨学資金と貸付額

(1) 修学資金

- ア 高等学校等に在学している者 月額1万5千円以内
- イ 大学等に在学している者 月額5万円以内

(2) 入学準備金

- ア 高等学校等に入学を予定している者 15万円以内
- イ 大学等に入学を予定している者 30万円以内

4 貸与始期及び期間

(1) 修学資金

令和8年4月分より在学する学校の正規の就学期間で、4月から7月分を4月に、8月から11月分を8月に、12月から3月分を12月に貸与します。

(2) 入学準備金

奨学生決定後に一括貸与します。

5 奨学資金の返還

(1) 奨学資金は無利息で、卒業の月の6月後から起算して10年以内（入学準備金のみの貸付けの場合は2年以内）に、貸与を受けた奨学資金の全額を月賦又は年賦で返還しなければなりません。なお、事情によりその全部又は一部を一時に返還することができます。

(2) 奨学生が次のいずれかに該当したときは、その月の6月後から前号にしたがい奨学金を返還しなければなりません。

ア 貸付期間の満了

イ 退学

ウ 奨学金の辞退

エ 奨学金の廃止

(3) 入学準備金については貸付後、入学が確認できない場合には貸付額の全部を一括で返還となります。

6 出願手続及び提出書類

奨学生制度の希望者は下記の書類を期限までに、棚倉町教育委員会へ提出して下さい。

(1) 奨学生願書

(2) 奨学生推薦調書（現在の在学期間に作成を依頼してください）

(3) 添付書類

ア 戸籍抄本

イ 所得証明書（令和7年分）・・・・・・世帯全員のもの

7 願書提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月26日（金）まで

※土日・祝祭日を除く、8時30分から17時15分

8 奨学生の採否決定

棚倉町奨学生選考委員会の選考を経て2月中に奨学生を決定し、本人に通知します。

9 貸与後の届出

- （1）奨学生決定を受けたものは、速やかに在学証明書または、入学決定を証明する書類及び誓約書を提出すること。
- （2）入学初年度を除く奨学生は、各学年の課程を修了したときは、4月30日までに在学証明書を教育委員会に提出すること。

10 奨学生選考基準

- （1）棚倉町奨学生選考基準は、福島県奨学資金推薦基準を準用いたします。

- ア 学力基準 在学中の学校における1・2年の全履修科目についての5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。
- イ 所得基準 申請者本人の生計を主として維持する者のうち所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が下表の所得基準金額以下であること。

※所得基準表

	基 準 額		備 考
世帯人員	高等学校等㊤	大学等㊦	記載世帯人数を超える場合は、㊤については1人増すごとに160,000円、㊦については1人増すごとに230,000円を基準額に加算する。
1人	1,430,000円	1,860,000円	
2人	2,290,000円	3,100,000円	
3人	2,640,000円	3,620,000円	
4人	2,860,000円	3,950,000円	
5人	3,070,000円	4,280,000円	
6人	3,250,000円	4,520,000円	
7人	3,410,000円	4,750,000円	
8人		4,980,000円	

1 1 お問い合わせ

棚倉町教育委員会 子ども教育課 教育総務係

住 所 棚倉町大字棚倉字中居野33番地

電 話 0247-33-7881

FAX 0247-33-3715

メール tanagura-be@fcs.ed.jp